

## 沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

長く支援を頂きました沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟が終了しました。2003年以來米国防総省を被告に、サンフランシスコの連邦裁判所で進められてきました。訴訟の結果は原告敗訴でしたが、この事件は多くの成果をあげてきました。みなさまには弁護団を代表して改めてお礼申し上げます。

ご存じの通り、この事件は1995年、米兵による沖縄少女暴行事件をきっかけに沖縄全県で基地反対運動が高揚した結果、日米政府は1997年8月、普天間基地撤退と引き換えに代替基地として辺野古基地建設を約束しました。普天間基地の返還は沖縄県民の悲願でした。しかし、一方で代替施設を県内に求めることは結局県民の負担を減らすことにもならないし、新たな負担を辺野古にもたすものになります。こうした事情から沖縄県民は長く辺野古基地建設に反対していました。

ところで、辺野古基地周辺は珊瑚礁が広がる自然度の非常に高い区域でした。日本では数匹しかいないジュゴンがこの地に生息していたことはこの地域の自然度の高さを示すものです。基地建設は辺野古に隣接する大浦湾を埋立てる計画ですが、大浦湾もまた日本最大級の青珊瑚の群落があるなど自然度の高い海です。この豊かな海を守るために、2003年9月25日、JELF(日本環境法律家連盟)は沖縄県民、アメリカの環境保護団体とともに米国防総省を被告に訴えを提起しました。

アメリカ合衆国法では世界各国の文化遺産を配慮するよう定めています。沖縄のジュゴンは日本の天然記念物となっており文化財です。そのため、アメリカ軍は沖縄のジュゴンを配慮する義務があるというのがこの裁判の考え方です。裁判では国防総省はジュゴンに配慮していないとして違法状態であるという画期的な判断をしました。しかし、その後政治性が高いということなどを理由に却下されなどしましたが、私たちはそれを覆し、裁判を進めることができました。

しかし、地方裁判所、その上級審である連邦高裁(巡回裁判所)で争いましたが、2020年5月7日連邦高裁は日本政府がジュゴンに配慮した手続きを行っているとして請求を棄却してしまいました。あしかけ17年を超える裁判でしたが、とにもかくにも米政府を直接相手にした裁判は辺野古基地建設では米国にも責任があることを認めさせた点で沖縄県や全国のみなさんに対する大きなエールとなりました。また、辺野古周辺の美しい自然をアメリカ国内の環境保護団体にも訴えることができたのも大きな成果です。

JELFとしては引き続きこの問題に取り組み、辺野古や大浦湾の南国特有の美しい自然を守る活動を続けていきたいと思ひます。

令和3年2月吉日

一般社団法人自然の権利基金  
代表理事 籠橋隆明

